

7 性の逸脱行為

【男子生徒】

初期対応のポイント

- ① 管理職と生徒指導主事（担当者）に対し、正確な情報を迅速かつ確実に伝える。
- ② 発生現場や警察等へ急行し、事実を確認する。
- ③ 重大な犯罪行為であるという毅然とした態度を示す。

対応の手順

事実確認

発生現場や警察等への急行

- ・複数の教職員で対応する。

事実確認

- ・被害者から確認する。（先ずは迷惑をかけたことを謝罪する。）
- ・警察から確認する。（事件の概要、今後の捜査状況など。）
- ・当該児童生徒から事情聴取する。（毅然とした態度を示す。）
- ・関係した児童生徒から事情聴取する。（個別に事実確認を行う。）

連絡・報告と情報管理

情報の共有と共通理解

- ・管理職と生徒指導主事（担当者）への連絡
(学級担任は、分かっている範囲で、事実のみ正確に伝える。)
(生徒指導主事（担当者）は、情報を一元的に集約し、時系列で正確に記録する。)
 - ・保護者への緊急連絡（発生場所や警察等へ本人の引取りを依頼する。）
 - ・教育委員会への報告（問題事象の程度によっては、校長の判断で必要に応じて。）
- ※管理職・生徒指導主事（担当者）への連絡・報告は問題事象が解決するまでこまめに行う。**

保護者対応

保護者への対応

- ・教職員による保護者と児童生徒のコミュニケーションをサポートする。

保護者への助言

- ・被害者対応（謝罪等）について助言する。
(当該児童生徒及び保護者を含めた誠意ある謝罪をさせることが大切である。)
- ・家庭での話し合いについての助言をする。
(叱るだけではなく、行為に至った心情や背景等内面の理解を重視する。規範意識の高揚につながるように接する。)

対応方針の協議

関係者による緊急対策会議

- ・警察へ連絡し、出来る限りの情報を収集
- ・被害児童生徒や保護者への指導、支援
- ・指導方法の道筋を決定

緊急職員会議

- ・全教職員への周知と共通理解
- ・今後の対応策の検討と役割分担
- ・指導方法を決定

学校等の対応



生徒への対応・指導

- ・社会的及び道徳的な規範を示し、性に関する基本的事項への理解や指導
- ・非行事実やその問題性の認識と反省

心のケア

- ・心のケア及び立ち直り指導や支援

関係機関との連携

- ・必要に応じて、警察や医療機関、こども家庭相談センター等の関係機関との連携



生徒・保護者への対応や指導

当該生徒への対応

指導方針及び方向性

- ・再発防止に向けた指導や支援
- ・被害者への謝罪についての話し合い
- ・当該児童生徒への指導

心のケア

- ・教育相談係やスクールカウンセラーの支援

保護者への対応

概要説明等

- ・保護者に来校を求めての面談
- ・今後の対応及び方向性
- ・当該児童生徒における支援の在り方にについての相談
- ・学校の指導や支援方法についての説明
- ・被害者への対応（謝罪等）の相談

留意事項

- ・当該児童生徒及び保護者への対応や支援は、連携して行うこと。

【女子生徒】

初期対応のポイント

- ① 児童生徒や保護者の意向を踏まえた上で、児童生徒のプライバシーに十分配慮する。
- ② 女性教職員による対応をする。
- ③ 相談を受けた教職員が一人で抱え込まない。
- ④ 医療機関への受診や警察への通報等具体的な提案をする。
- ⑤ 警察や少年サポートセンター及び医療機関等と連携して対応する。

対応の手順

事実確認

児童生徒自らが相談

聴取の際の留意点

- ・面談の時間をもち、詳細に聴取する。
(原因や背景及び経過など。)
- ・聴取は、出来るだけ女性教職員で行う。
- ・客観的な情報を丁寧に確認する。
(妊娠や性感染症及び体の変調など。)
- ・児童生徒のプライバシーを考慮しながら、話したくないことに配慮する。
(本人の心情を考慮)

具体的なアドバイス

- ・医療機関への受診を勧める。
- ・警察への通報を働きかける。

保護者連絡

- ・面談後、保護者へ児童生徒の考え方や状況を連絡する。
(保護者に理解と配慮を求める。)

保護者からの相談

聴取の際の留意点

- ・面談の時間をもち、詳細に聴取する。
(原因や背景及び経過など。)
- ・保護者が希望する場合は、女性教職員が相談に応じる。
- ・客観的な情報を丁寧に確認する。
- ・保護者の心情を共感的に理解しながら、話を聞く。

具体的なアドバイス

- ・医療機関への受診や警察への通報等具体的な提案をする。
- ・他の関係機関等について教示する。

教職員に対する留意事項

教職員向け

- ・相談を受けた教職員が一人で抱え込まず、組織で対応する。

当該児童生徒向け

- ・医療機関への受診や警察への通報等具体的に提案し、同意を得るよう働きかける。
- ・どんなことがあっても、最後まで関わりをもつ。
- ・対応については、他の教職員の介入も不可欠であることから、本人に説明し、納得させた上で支援する。
- ・保護者や児童生徒本人の心情を十分理解し、配慮する。

対応方針の協議



生徒指導委員会等の関係者による会議

- ・管理職へ連絡する。
(事実のみ正確に。)
- ・児童生徒や保護者及び教職員からの情報を集約する。
- ・児童生徒や保護者の意向を踏まえた上で、具体的な対応策を検討する。
- ・必要に応じて、関係機関等に支援を要請する。



学校等の対応

基本的な対応・指導

- ・問題性や危険性を認識させ、反省させる。
- ・心理的不安を解消させる。
- ・社会的及び道徳的な規範を示し、性に関する基本的事項、男女の人間関係の在り方について理解を徹底させる。

留意点

- ・「男女交際」については、一般論としての指導だけでなく、実態に応じた個別対応が必要である。
- ・「自分だけではない。」という安心感や「人に後れをとりたくない。」という誤った価値観、金品が入ることへの期待感や楽しさから安易に性行為をしてしまうことに、真正面から反対する。

再発防止に向けた取組

学校としての対応

- ・校内における教育相談体制を充実させる。
- ・非行防止教室を開催する。

教職員への対応

- ・指導力向上のための事例検討会を実施する。
- ・保護者との連携を強化する。